

## 印刷に係る規制対象施設の排出基準値（案）

施設	基準値
1. グラビア印刷（枚葉式の印刷機を用いるものを除く。）の用に供する乾燥施設	400ppmC
2. オフセット印刷（枚葉式の印刷機を用いるものを除く。）の用に供する乾燥施設	400ppmC

（理由）

1. グラビア印刷（枚葉式の印刷機を用いるものを除く。）の用に供する乾燥施設

環境省による排出濃度実測調査等から、吸着、燃焼等の処理を行う前の排出ガス濃度の下位 10%値～上位 10%値は概ね 700～6,600ppmC、処理を行った後の排出ガス濃度の下位 10%値～上位 10%値は概ね 8～270ppmC である。

また、使用溶剤等を水性化している場合の排出ガス濃度は、概ね 120～140ppmC である。

これらのことから、適用可能な技術を用いた場合の排出ガス濃度は 400ppmC 程度まで低減可能と考えられることから、排出基準値は 400ppmC とすることが適当である。

2. オフセット印刷（枚葉式の印刷機を用いるものを除く。）の用に供する乾燥施設

環境省による排出濃度実測調査等から、吸着、燃焼等の処理を行う前の排出ガス濃度の下位 10%値～上位 10%値は概ね 270～2,500ppmC、処理を行った後の排出ガス濃度の下位 10%値～上位 10%値は概ね 8～150ppmC である。

このことから、適用可能な技術を用いた場合の排出ガス濃度は 400ppmC 程度まで低減可能と考えられることから、排出基準値は 400ppmC とすることが適当である。

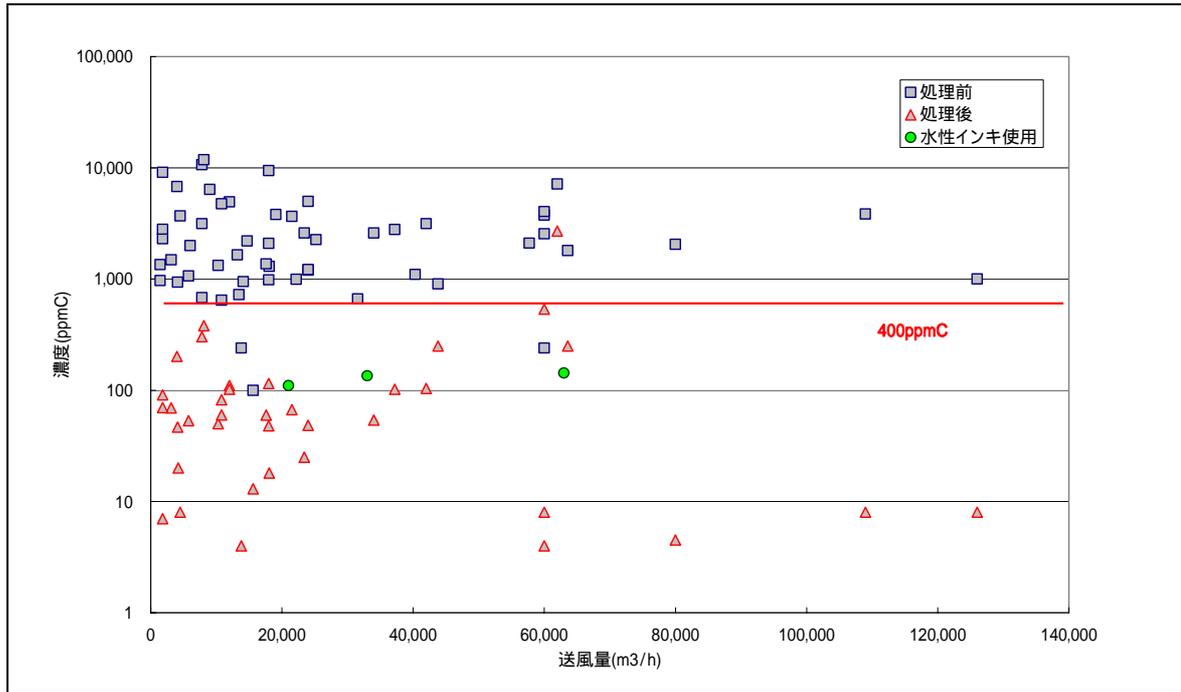
（基準の適用）

一つの施設に複数の排出口がある場合には、排出口によって排出ガスの VOC 濃度が大きく異なることがある。従って、このような場合には、各排出口からの排出ガスの濃度を排出ガス量で加重平均した値をもって排出基準値への適合を判断できることとすることが適当である。

複数の吸着塔で VOC の吸着・脱着を交互に行う方式の吸着装置などの事例では、

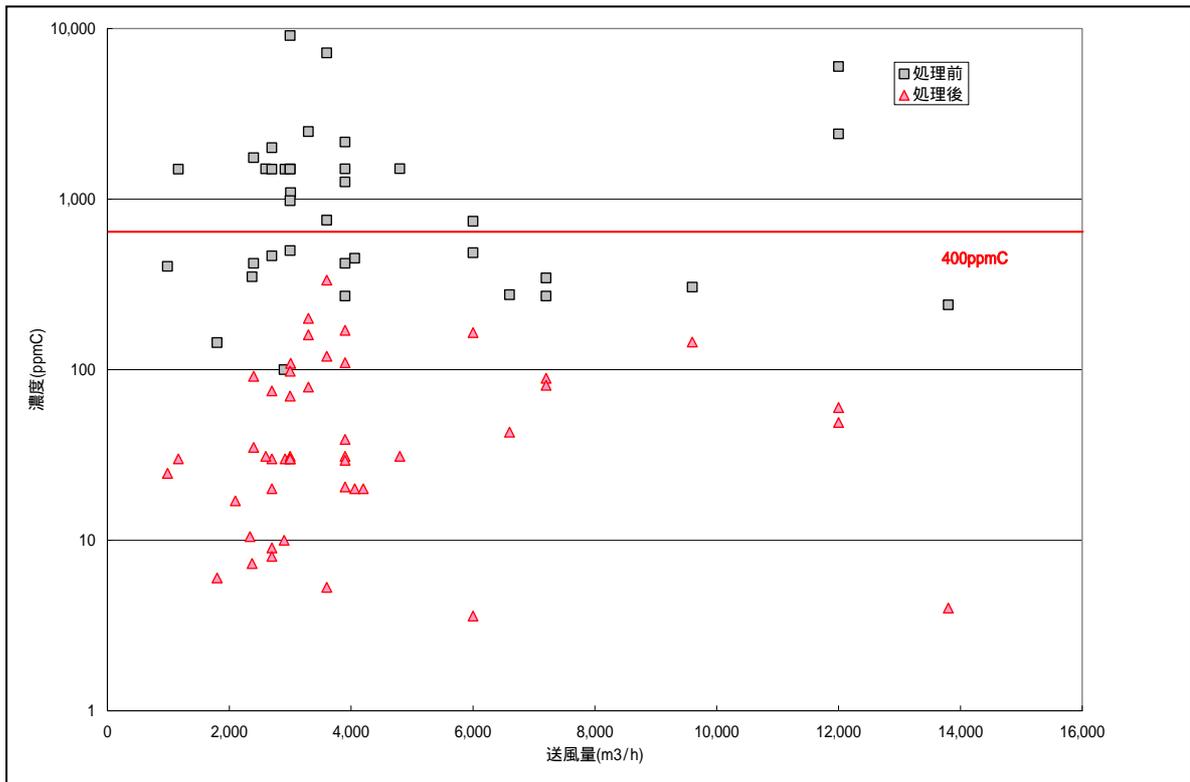
吸着塔の切り替えなどの際などに、ごく短時間に限り高濃度の排出が生じる場合がある。このようなやむを得ない特異的な排出については、現行のばい煙発生施設の例にならい、測定範囲から除外することが適当である。

(参考資料)



(環境省実測調査、自治体提出資料、業界提出資料より作成)

図 - 1 グラビア印刷の用に供する乾燥施設における裾切り指標と濃度の関係



(環境省実測調査、自治体提出資料、業界提出資料より作成)

図 - 2 オフセット印刷の用に供する乾燥施設における裾切り指標と濃度の関係